

成蹊学園桃友会会則

(名称)

- 1 この会は、成蹊学園桃友会と称する。

(目的)

- 2 この会は、会員相互の親睦を図り、もって成蹊学園の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

- 3 この会は、成蹊学園の援助を得て、次の事業を行う。

(1) 懇親会の開催

(2) その他この会の目的達成に必要な事業

(事務所)

- 4 この会の事務所は、成蹊学園総務部総務課内に置く。

(会員)

- 5 この会の会員は、次のとおりとする。

(1) 成蹊学園理事長及び同学園長

(2) 成蹊学園を定年又は勤続20年以上で退職した専任教職員

(3) その他成蹊学園関係者で会長が推薦した者

(会員の特典)

- 6 この会の会員は、次の特典を受けることができる。

(1) この会が主催する各種行事に参加すること。

(2) 成蹊学園が承認する範囲で、次の施設を利用すること。

学園史料館、大学図書館及び学園寮

(3) 成蹊学園が刊行する特定の印刷物の贈呈を受けること。

(4) 成蹊学園が主催する特定の行事の招待を受けること。

(役員)

- 7 会長には成蹊学園理事長を、副会長には同学園長を充てる。

(会則の改正)

- 8 会則の改正は、会長が行う。

附 則

この改正会則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (2005年12月16日一部改正)

この会則は、2005年12月16日から施行する。

附 則 (2012年3月10日一部改正)

この会則は、2012年4月1日から施行する。

附 則 (2017年1月23日一部改正)

この会則は、2017年1月23日から施行する。

附 則 (2023年5月2日一部改正)

この会則は、2023年5月2日から施行する。

附 則 (2023年11月10日一部改正)

この会則は、2023年11月10日から施行する。

昭62. 4. 1実施

// 63. 6. 1 //

平 7. 4. 1施行

2005. 12. 16 //

2012. 4. 1 //

2017. 1. 23 //

2023. 5. 2 //

2023. 11. 10 //